

保護者の皆様へ このお知らせは、小・中学校の児童・生徒を通じて全保護者に配布しています。

令和3年度

就学援助制度についてのお知らせ

壬生町では、**経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者及び就学予定者**に対して、学校でかかる費用の一部を援助することにより、児童・生徒が安心して通学できるように支援する制度を設けています。

《1》 援助対象者

壬生町に住所がある児童生徒の保護者で、**生活保護を受けている世帯（要保護）**及び**これに準ずる程度困窮していると教育委員会が認めた世帯（準要保護）**が対象となります。

【モデル世帯】

認定の基準 となる所得 金額の目安	世帯人数	2人		3人	4人
	世帯構成	大人 1人 小学生 1人	大人 1人 中学生 1人	大人 1人 小学生 1人 中学生 1人	大人 2人 小学生 1人 中学生 1人
	前年中の同一世帯・同一住所全員の総所得金額	140万円 程度	150万円 程度	200万円 程度	230万円 程度

※年間総所得とは、源泉徴収票の場合は「給与所得控除後の金額」欄、確定申告の場合は「所得金額」の「合計」欄の金額となります。課税（非課税）証明書の場合は「総所得金額」のことで

す。
※同一世帯全員とは、住民登録上の世帯の別にかかわらず、同一住所でお住まいの方全員のことを指します。世帯分離により住民票を別になっている場合でも同一住所にお住まいであれば「世帯員」に含まれます。単身赴任等により生計を同一にしている方が別居している場合も「世帯員」に含みます。

※所得の目安については、上記はモデルケースであり、同じ世帯構成であっても世帯員の年齢などにより異なります。

《2》 援助を希望する方

生活保護に準ずる程度困窮している世帯で援助を希望される方は通学する学校にご相談及び申し出てください。申請書に必要事項を記入の上、お子さまが小・中学校に通学している場合は、小学校に提出してください。

認定は年度ごとに行います。昨年度、認定を受けていた方でも、今年度希望する場合には4月中に申請をしてください。（生活保護を受けている世帯も同様です。）

年度当初（4月末まで）に申請した場合、援助が認定されたときは、4月分から支給します。年度途中でも2月末日まで随時受付、認定となった場合は申請月の翌月分からの支給となります。

※前年中の世帯の総所得額を調査しますので、職場で年末調整をしていない方は税務署または、壬生町役場税務課で所得の申告を済ませておいてください。

令和3年1月1日現在の住所が壬生町以外の場合には、6月に入りましたら速やかに転入前の住所地の役所・役場から「令和2年中の所得証明書」を取り寄せて提出してください。**世帯に1人でも所得不明者がいると、認定が保留となります。**

《3》 認定について

学校長の意見及び民生委員の所見、世帯全員の所得状況や生活状況を総合的に審査し、認否を決定します。年度当初（4月末まで）に申請された場合、認定結果については、6月下旬以降に学校を経由してお知らせいたします。

申請時と年度更新時に地域の民生委員が生活状況等を確認するために訪問することもあります。

※民生委員には守秘義務があり、知りえた秘密を外部に漏らすことは絶対にありません。

《4》 援助の内容

就学援助年間支給額 （令和2年度 実績）

世帯	支給項目	入学準備金	新入学用品費	学用品費	通学用品費	学校給食費	修学旅行費 校外活動費
生活保護に準ずる	就学予定者	51,060	—	—	—	—	—
	小学生	1年生	—	51,060	11,630	—	49,500
		2～5年生	—	—	11,630	2,270	49,500
		6年生	60,000	—	11,630	2,270	49,500
	中学生	1年生	—	60,000	22,730	—	57,200
		2年生以上	—	—	22,730	2,270	57,200

※援助費は学期ごとに支給を予定しています。

※教育委員会から学校に振込後、学校長を通じて保護者に支給となります。修学旅行費・校外活動費については、実施日等によって支給時期が異なります。

※学校給食費は実費、修学旅行費・校外活動費は実施・決算の後に援助対象となる経費の実費を支給します。修学旅行実施前の積み立て等の集金については、学校の指示にしたがって必ず納めてください。

※新入学児童生徒学用品費は入学準備金を受け取っていない4月認定の1年生が対象になります。

※オンライン授業を行う場合、モバイルルーターの貸出を行っております。申請書の「ルーター貸出希望」欄に希望の〈有 無〉をご記入ください。

※生活保護世帯（要保護）については、学用品費等は生活保護費における教育扶助等において支給されます。修学旅行費と医療費【学校病（う歯など）】に限り就学援助費から支給されます。

《5》 その他

・認定後、住所や世帯状況等が変わった場合は、再審査が必要になることがあります。また、経済状況の好転により、就学援助の必要がなくなった場合はお子様の通学する学校へお申し出ください。

・本制度は、生活保護に準ずる程度困窮した世帯の児童生徒への援助制度です。認定期間中に不動産を取得したり、高額な車を購入・所有する等見受けられます。申請・受給に際しましては、本制度の趣旨をご理解いただきますようお願いいたします。

・小学校就学予定者に係る【入学準備金】の申請は、〔就学時健診〕の案内と併せて申請書等を送付します。

《6》 問い合わせ先

詳しくは、通学されている学校または 壬生町教育委員会 学校教育課 学校教育係（電話 81-1871）までお問い合わせください。

なお、申請書は学校及び教育委員会、壬生町公式WEBサイトにも掲載してございます。